ＮＰＯ法人京都サポーティブネット　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、ＮＰＯ法人京都サポーティブネットという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を京都市上京区七本松通一条下ル三軒町65番地42に置く。

（目的）

第３条　この法人は、高齢者、その他支援を必要とする人に対して、介護・福祉・医療その他生活支援に関する事業を行うとともに、地域住民、介護・福祉・医療関係者、行政機関との連携及び協働を推進し、「和・話・輪（みつわ）」の理念のもと、質の高いケア・サービスの提供と人材の育成に努めます。

また、利用者の尊厳を守り、在宅での自立した生活を支援するとともに、介護・福祉・医療に携わる人々が働きがいと誇りを持って成長できる環境づくりを推進し、利用者・働く者・地域社会の三方良しを実現することで、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現に寄与することを目的とします。

（活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）特定非営利活動に係わる事業

①地域住民の福祉の増進を図るための相談と介護サービス事業

②介護保険法に基づく第１号訪問事業、第１号通所事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、通所介護事業、介護予防通所介護事業、夜間対応型訪問介護事業、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業、認知症対応型通所介護事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型共同生活介護事業、複合型サービス事業、訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業

③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護事業、重度訪問介護事業、移動支援事業、行動援護事業、同行援護事業、特定相談支援事業及び一般相談支援事業、障害児相談支援事業

④高齢者の医療の確保に関する法律および健康保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業

⑤介護に関する相談事業

⑥介護に必要な機器、用品の販売とリース

⑦その他この法人の目的達成に必要な事業

第2章　会員

(種別)

第6条　この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員　　この法人の目的に賛同し、入会した個人又は団体

(2) 賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条　会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申し込み用紙を代表理事に提出し、承認を得なければならない。代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めるものとし、認めない場合は、理由を付した書面をもって通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条　会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2. 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 会費を1年以上納入しないとき。

(3) 当該の会員団体が消滅したとき。

(4) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において社員総数の 4分の3以上の議決により、これを除名することができる。但しその会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条　会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わずこれを返還しない。

第3章　役員及び職員

(種別及び定数)

第12条　この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3～5人

(2) 監事1人

2. 理事の中から次の役員を置く。

(1) 代表理事1名

(2) 副代表理事1名

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 代表理事及び副代表理事は理事の互選とする。

3. 役員のうちにはその配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、また当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3. 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故が起こったとき、又は代表理事が欠けたときはその職務を代行する。

4. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

5. 監事は次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務遂行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前 2 項の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告の必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第 15 条　役員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを解任することができる。但し総会においてその役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条　役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

2. 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第 4 章　総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 20 条 総会は正会員をもって構成する。

（権能）
第21条 総会は以下の事項について議決する。
(1)定款の変更
(2)解散
(3)合併
(4)事業計画及び活動予算並びにその変更
(5)事業報告及び活動決算
(6)役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)入会金及び会費の額
(8)長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)事務局の組織及び運営
(10)その他運営に関する重要事項
（開催）
第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)理事会が必要と認めたとき。
(2)正会員の総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
(3)監事が第14条第5項第4号の規定により招集したとき。
（招集）
第23条 総会は代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は監事が招集する。
2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合はその日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
（議長）
第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
（定足数）
第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
（議決）
第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)日時及び場所
(2)正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
(3)審議事項
(4)議事の経過の概要及び議決の結果。
(5)議事録署名人の選任に関する事項。
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第5章　理事会

（構成）

第29条　理事会は理事をもって構成する。

（権能）

第30条　理事会はこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1)総会に付議するべき事項。

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項。

(3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

（開催）

第31条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)代表理事が必要と認めたとき。

(2)理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

（招集）

第32条　理事会は代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

（議長）

第33条　理事会の議長は代表理事が当たる。

（議決等）

第34条　理事会の議決は、理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第6章　資産、会計及び事業計画

（資産）

第35条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された財産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

（資産の区分）

第36条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の一種とする。

（資産の管理）

第37条　資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（経費の支弁）

第38条　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（会計の区分）

第39条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の一種とする。

（事業計画及び予算）

第40条　この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（予備費の設定及び使用）

第41条　前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第42条　第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（事業報告書及び決算）

第43条　代表理事は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

（事業年度）

第44条　この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第7章　事務局

（設置）

第45条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長、その他の職員を置く。

3. 事務局の職員は、代表理事が任免する。

（書類及び帳簿の備置き）

第46条　主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1)会員名簿及び役員の異動に関する書類

(2)収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第47条　この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第48条　この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による認証の取り消し

2. 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3. 第1項第2項の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第49条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で決議したものに譲渡するものとする。

（公告）

第50条　この法人の公告は官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章　雑則

（委任）

第51条　この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

1．　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2．　この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

（1）　正会員

入会金　　20千円　　月会費　　2千円

（2）　賛助会員

入会金　　0千円　　月会費　　1千円

3．　この法人の設立当初の役員は 次に掲げるとおりとし、その任期は第15条第 1項の規定にかかわらず、平成20年12月31日までとする。

（1）　理事長氏名　　水口　明文

（2）　副理事長氏名　　梅本　守男

（3）　理事氏名　　出口　豊

（4）　監事氏名　　神原　廣樹

4．　この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5．　この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年12月31日までとする。

附則　この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則　この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則　この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則　この定款は、定款変更認証の日から施行する。

令和８年度の事業計画書

令和８年　１月　１日から　　令和８年　12月　31日まで

特定非営利活動法人　高齢者ネット援護会

１　事業実施の方針

訪問介護サービス事業では、地域にお住まいのご利用者が自立した日常生活を営んでいく上で不可欠な入浴や排泄の介助、調理、洗濯及び掃除、買い物等の身体家事援助ならびに生活に関する相談を受けつけ、適切な援助助言を行う。介護保険では対応できない支援内容は自費ヘルパーサービスの利用を促していく。居宅介護支援事業では、地域の高齢者に対して、要介護認定の新規申請や介護サービス利用の調整を行い、適切な介護保険サービスの利用をすすめるケアマネジメント業務を行う。訪問看護では医療、介護の複合的なニーズを抱える高齢者に対して生活機能を維持するための看護やリハビリを提供し、在宅での自立した日常生活を支援する。

２　事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事業名 （定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 （単位：千円）
地域住民の福祉の増進を図るための相談と介護サービス事業	自費（保険外）の訪問介護	(A) 毎日、午前８時から午後６時まで (B) 上京区、中京区、北区、左京区、右京区 (C) 10名	(D) 介護保険の訪問介護の契約者で自費サービスの希望者 (E)月５名程度	
介護保険法に基づく第１号訪問事業、訪問介護	身体介護、掃除、買い物、調理等の生活援助、通院介助等	(A) 毎日、午前８時から午後６時まで (B) 上京区、中京区、北区、左京区、右京区 (C) 20名	(D) 契約者 (E)月120名程度	
介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業	介護保険申請、認定調査、ケアプラン作成、介護サービス調整、モニタリング、	(A) 毎日、午前８時30分から午後５時まで (B) 上京区、中京区、北区、左京区、右京区、 (C) ５名	(D) 契約者 (E)月150名程度	

介護保険法に基づく訪問看護事業、介護予防訪問看護事業	実施予定なし			
高齢者の医療の確保に関する法律および健康保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業	実施予定なし			

令和９年度の事業計画書

令和９年　１月　１日から　　令和９年　12 月　31 日まで

特定非営利活動法人　京都サポーティブネット

１　事業実施の方針

訪問介護サービス事業では、地域にお住まいのご利用者が自立した日常生活を営んでいく上で不可欠な入浴や排泄の介助、調理、洗濯及び掃除、買い物等の身体家事援助ならびに生活に関する相談を受けつけ、適切な援助助言を行う。介護保険では対応できない支援内容は自費ヘルパーサービスの利用を促していく。居宅介護支援事業では、地域の高齢者に対して、要介護認定の新規申請や介護サービス利用の調整を行い、適切な介護保険サービスの利用をすすめるケアマネジメント業務を行う。訪問看護では医療、介護の複合的なニーズを抱える高齢者に対して生活機能を維持するための看護やリハビリを提供し、在宅での自立した日常生活を支援する。

２　事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額（単位：千円）
地域住民の福祉の増進を図るための相談と介護サービス事業	自費(保険外)の訪問介護	(A) 毎日、午前８時から午後６時まで (B) 上京区、中京区、北区、左京区、右京区 (C) 10 名	(D) 介護保険の訪問介護の契約者で自費サービスの希望者 (E)月５名程度	
介護保険法に基づく第１号訪問事業、訪問介護	身体介護、掃除、買い物、調理等の生活援助、通院介助等	(A) 毎日、午前８時から午後６時まで (B) 上京区、中京区、北区、左京区、右京区 (C) 20 名	(D) 契約者 (E)月 120 名程度	
介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業	介護保険申請、認定調査、ケアプラン作成、介護サービス調整、モニタリング、	(A) 毎日、午前８時 30 分から午後５時まで (B) 上京区、中京区、北区、左京区、右京区、 (C) ５名	(D) 契約者 (E)月 150 名程度	
介護保険法に基づく訪問看護事業、介護予防訪問看護事業	訪問看護、健康相談、リハビリテーション	(A) 毎日、午前８時から午後６時まで (B) 上京区、中京区、北区、左京区、右京区 (C) ４名	(D) 契約者 (E) 月 45 名程度	

高齢者の医療の確保に関する法律および健康保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業	訪問看護、健康相談、リハビリテーション	(A) 毎日、午前8時から午後6時まで (B) 上京区、中京区、北区、左京区、右京区 (C) 4名	(D) 契約者 (E) 月45名程度	

令和８年度　活動予算書

令和8年１月１日から　令和8年 12月 31日まで

特定非営利活動法人　高齢者ネット援護会

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費		0	
2 受取寄附金		0	
3 受取助成金等			
受取助成金		3,000,000	
4 事業収益			
訪問介護事業	49,246,000		
居宅介護支援事業	28,626,000	77,872,000	
5 その他収益			
受取利息		16,000	
経常収益計			80,888,000
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	43,360,000		
賞与	4,120,000		
法定福利費	3,754,000		
福利厚生費	0		
人件費計	51,234,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	215,000		
旅費交通費	1,160,000		
その他経費計	1,375,000		
事業費計		52,609,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	6,936,000		
給与手当	2,400,000		
法定福利費	1,530,000		
賞与	600,000		
福利厚生費	1,000,000		
人件費計	12,466,000		
(2) その他経費			
減価償却費	863,000		
賃貸料	2,520,000		
修繕費	70,000		
事務用品費	240,000		
消耗品費	860,000		
水道光熱費	550,000		
支払手数料	1,460,000		
租税公課	10,000		
交際接待費	15,000		
保険料	842,000		
通信費	1,070,000		
諸会費	137,000		
リース料	550,000		
新聞図書費	12,000		
寄付金	16,000		
燃料費	58,000		
顧問料	2,510,000		
研修費	973,000		
会議費	40,000		
雑費	70,000		
支払利息	228,000		
その他経費計	13,094,000		
管理費計		25,560,000	
経常費用計			78,169,000
当期経常増減額			2,719,000
当期正味財産増減額			2,719,000
前期繰越正味財産額			3,866,261
次期繰越正味財産額			6,585,261

令和９年度　活動予算書

令和9年　1月　1日から　令和9年 12月 31日まで

NPO法人　京都サポーティブネット

（単位：円）

科目			
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費		0	
2 受取寄附金		0	
3 受取助成金等			
受取助成金		2,000,000	
4 事業収益			
訪問介護事業	49,600,000		
居宅介護支援事業	29,820,000		
訪問看護事業	15,480,000	94,900,000	
5 その他収益			
受取利息		16,000	
経常収益計			96,916,000
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	59,987,000		
賞与	4,000,000		
法定福利費	6,077,000		
福利厚生費			
人件費計	70,064,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	400,000		
旅費交通費	1,500,000		
その他経費計	1,900,000		
事業費計		71,964,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	6,936,000		
給与手当	2,400,000		
法定福利費	1,530,000		
賞与	600,000		
福利厚生費	1,000,000		
人件費計	12,466,000		
(2) その他経費			
減価償却費	863,000		
賃貸料	2,520,000		
修繕費	500,000		
事務用品費	380,000		
消耗品費	1,030,000		
水道光熱費	800,000		
支払手数料	1,600,000		
租税公課	10,000		
交際接待費	15,000		
保険料	900,000		
通信費	1,400,000		
諸会費	137,000		
リース料	750,000		
新聞図書費	12,000		
寄付金	20,000		
燃料費	100,000		
顧問料	3,000,000		
研修費	973,000		
会議費	40,000		
雑費	70,000		
支払利息	300,000		
その他経費計	15,420,000		
管理費計		27,886,000	
経常費用計			99,850,000
当期経常増減額			-2,934,000
当期正味財産増減額			-2,934,000
前期繰越正味財産額			6,585,261
次期繰越正味財産額			3,651,261